

令和7年度富山県少年少女ジュニア選手強化育成事業 指導者招致事業実施要項

- 1 主 催 富山県レスリング協会
- 2 共 催 公益財団法人 富山県スポーツ協会
公益財団法人 ゴールドウィン西田東作スポーツ振興記念財団
- 3 主 管 富山県少年少女レスリング連盟
- 4 期 日 令和7年10月4日（土）～10月5日（日）
- 5 場 所 黒部市ふれあい交流館あこやへの
富山県黒部市窪野97番地 TEL 0765-52-3240
- 6 日 程 10月4日（土） 8時30分～（マット設営）←参加者全員
9時30分～12時00分 合同練習
（レスリングとの向き合い方・技術練習等）
14時00分～16時30分 合同練習
（レスリングとの向き合い方・技術練習等）
10月5日（日） 9時30分～12時00分 合同練習
（レスリングとの向き合い方・技術練習等）
終了後～（マット片付け）←参加者全員
- 7 指 導 者 ※井上 謙二（日本レスリング協会 強化本部長）
（主な実績）2004年アテネオリンピックFS60kg級 銅メダル
※高谷 大地（自衛隊所属）
（主な実績）2024年パリオリンピックFS74kg級 銀メダル
※県内高校指導者及び各クラブチーム指導者
- 8 参 加 者 県内のジュニア選手（園児・小学生・中学生）・高校生
（1）参加方法
各所属ごとに取りまとめをし、所定の参加申込書を下記（2）
の送付先へデータで送付すること。
（2）申込先
送信先 富山県少年少女レスリング連盟事務局
杉原 宛 ☎kwgt1023@gmail.com
（3）申込期限 2025/8/31（日）
- 9 持 ち 物 レスリング用品、（ランニングシューズ含む）着替え、
常備薬（必要に応じて）、健康保険証
- 10 その他 ※ 参加者は必ず検温を行い、体調が悪い場合は無理に参加しない
ようにしてください。

※ 報道関係等に映像が扱われる場合がありますので報道関係関連全てに
承諾いただける方のみでの参加とさせていただきます。

※ 招致事業期間中の会場内及び会場外、移動でのケガ、病気、練習中の
ケガ（応急処置は致します）の発生につきましては富山県レスリング
協会ならびに少年少女連盟は一切の責任を負いませんので、保護者の
責任において参加してください。

※ 宿泊につきましては小学3年生までは保護者同伴でお願いいたします。
また、小学4年生～でも食べ物等アレルギーがある場合は各クラブ
チーム責任者及び保護者の同伴宿泊をよろしくお願いいたします。

11 問い合わせ先 富山県少年少女レスリング連盟 早月・杉原

携帯電話 09025339593 早月

携帯電話 09051761831 杉原

☎kwgt1023@gmail.com

12 参 加 費	1泊2日	園児・小・中	高校生	指導者
	（練習）参加費	¥500	無料	無料
	宿泊費は別途全員かかります		宿泊費は別紙	
	10月4日の昼食代金は連盟より負担		食事代は別紙	

利 用 料 金 表

黒部市ふれあい交流館あこやへの

黒部市ふれあい交流館あこやへの 2019年10月 1日改訂

区 分	使 用 料		注意事項
	宿 泊 料		
	本 館	キャンプ場（※2）	
一 般	2,360 円	200 円	利用料は宿泊 及びキャンプ場ともに 1人1夜につき
大 学 生	1,250 円		
高 校 生	1,030 円		
小・中 学 生	340 円	90 円	
未 就 学 児	無料（※1）	無料	

食 事 料		
朝 食	520 420 円	
昼 食	730 630 円	
夕 食	940 840 円	

(※1)未就学児が本館で宿泊し、1人で寝具を使用する場合260円です。

(※2)キャンプ場を利用する場合は自炊を原則とし、燃料も持参してください。

シャワーを利用する場合は、それぞれ100円増しになります。

◎食数の変更は、入館日の前日15時までに連絡下さい。

それ以降の変更はできません。

研修室利用料及び収容人数

2019年10月改訂

施 設 名	収容 人数(人)	基本利用料金(円)												超過時間 1時間の 金額(円)
		2 時間 まで	3 時間 まで	4 時間 まで	5 時間 まで	6 時間 まで	7 時間 まで	8 時間 まで	9 時間 まで	10 時間 まで	11 時間 まで	12 時間 まで	全日	
大 研 修 室	120	1,030	1,460	1,770	2,080	2,300	2,500	2,710	2,930	3,130	3,350	3,450	3,550	510
第 1 研 修 室	80	830	1,150	1,460	1,770	1,980	2,200	2,400	2,610	2,710	2,820	2,930	3,030	410
第 2 研 修 室 (和)	40	410	570	730	880	1,030	1,150	1,250	1,350	1,460	1,560	1,610	1,670	200
第 3 研 修 室 (和)	40	410	570	730	880	1,030	1,150	1,250	1,350	1,460	1,560	1,610	1,670	200
第 4 研 修 室 (和)	20	200	300	360	410	460	510	570	620	670	730	780	830	100
第 5 研 修 室	12	410	570	730	880	1,030	1,150	1,250	1,350	1,460	1,560	1,610	1,670	200
第 6 研 修 室 (和)	40	410	570	730	880	1,030	1,150	1,250	1,350	1,460	1,560	1,610	1,670	200
第 7 研 修 室	20	620	830	1,030	1,250	1,460	1,670	1,880	1,980	2,080	2,200	2,300	2,400	300
第 8 研 修 室 (和)	40	620	830	1,030	1,250	1,460	1,670	1,880	1,980	2,080	2,200	2,300	2,400	300
体育館(全面)	120	1,250	1,670	2,080	2,500	2,930	3,130	3,350	3,550	3,760	3,970	4,180	4,400	620
体育館(半面)	60	630	840	1,040	1,250	1,470	1,570	1,680	1,780	1,880	1,990	2,090	2,200	310
第 1 会 議 室 (和)	40	410	570	730	880	1,030	1,150	1,250	1,350	1,460	1,560	1,610	1,670	200

※施設名の後にある「(和)」とは「和室」のことです。

【第2研修室12畳・第3研修室12畳・第4研修室10畳・第5研修室12畳・第6研修室約30畳・第8研修室約30畳・第1会議室9畳】

備 考

1 物品等の販売行為をする場合の利用料金の額は、基本利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とします。

2 上記の表に掲げる施設の利用時間は、9時から22時とする。

3 承認を受けた利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、上記の表「超過料金欄」に超過した時間数(1時間単位とし、1時間未満は1時間とする。)を乗じて得た額とする。

4 条例施行規則第5条の規定により次に掲げる範囲内において、利用料金を減免することができます。その場合は、基本利用料金の額に減免率を乗じて得た額とします。

・黒部市、又は黒部市教育委員会が主催、又は共催する場合 5割

・中学校、小学校、幼稚園、保育所、養護学校、障害者(児)、福祉施設等(以下「中学校等」いう。)が主催、又は共催する場合 10割

・中学校等の児童、生徒、障害者(児)が社会教育、スポーツ、芸術文化及び児童クラブ等の活動として利用する場合 5割

・その他黒部市教育委員会が特別な事由があると認める場合 その他黒部市教育委員会が定める割合